

付 議 第 3 号

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 30 年 12 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（昭和32年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「高知県立山田養護学校」を「高知県立山田特別支援学校」に、「高知県立高知若草養護学校」を「高知県立高知若草特別支援学校」に、「高知県立日高養護学校」を「高知県立日高特別支援学校」に、「高知県立高知江の口養護学校」を「高知県立高知江の口特別支援学校」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の規定により設置された高知県立山田養護学校、高知県立高知若草養護学校、高知県立日高養護学校及び高知県立高知江の口養護学校は、この条例による改正後の高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の規定により設置された高知県立山田特別支援学校、高知県立高知若草特別支援学校、高知県立日高特別支援学校及び高知県立高知江の口特別支援学校としてそれぞれ存続するものとする。

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例 議案説明

この条例は、特別支援教育をめぐる情勢の変化を考慮し、県立の養護学校が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校として、在籍児童生徒等の多様な教育的ニーズに応じた適切な教育を行うとともに、地域の小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について必要な支援を行う旨を明確にするため、学校名をそれぞれ特別支援学校に変更しようとするものである。

対 照 表
新 旧

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（抜粋）

県立の中学校、高等学校及び特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	位置
略	略
高知県立山田特別支援学校	香美市
高知県立高知若草特別支援学校	高知市
高知県立日高特別支援学校	高岡郡日高村
高知県立高知江の口特別支援学校	高知市

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（抜粋）

県立の中学校、高等学校及び特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	位置
略	略
高知県立山田養護学校	香美市
高知県立高知若草養護学校	高知市
高知県立日高養護学校	高岡郡日高村
高知県立高知江の口養護学校	高知市

「高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例」の一部を改正する
条例議案について

＜改正内容＞

- ・「養護学校」から「特別支援学校」への校名変更 （変更後の校名案）
- | | | | |
|---------|-----------------|---|--------------------|
| （知的障害） | 山田養護学校（分校 1） | ⇒ | <u>山田特別支援学校</u> |
| | 日高養護学校（分校 1） | ⇒ | <u>日高特別支援学校</u> |
| （肢体不自由） | 高知若草養護学校（分校 3） | ⇒ | <u>高知若草特別支援学校</u> |
| （病弱） | 高知江の口養護学校（分校 1） | ⇒ | <u>高知江の口特別支援学校</u> |

＜改正条例の施行日（案）＞ 平成31年4月1日

＜変更理由＞

（1）H19.4学校教育法改正により、特別支援学校制度が創設

- ※H18.7.18 文科省通知「特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正について」
- ・「盲学校・聾学校・養護学校」は制度上なくなり、「特別支援学校」制度に一本化
 - ・校名については、特定の障害種別に対応した教育を行う特別支援学校として設置している場合は、「盲学校」「聾学校」「養護学校」の名称を用いることも可能

- 「特別支援教育」、「特別支援学校」という言葉やその理念は、広く県民に浸透し定着
- 特別支援学校の教育や支援機能は、地域の信頼を得て特別支援教育の拠点校に

（2）保護者等の要望・期待が高まり、合意が図られている

「一人一人の教育的ニーズに応じる特別支援教育にふさわしい校名を早期に」、「病弱特別支援学校の再編振興をきっかけに、養護学校全部を変更して欲しい」という要望や期待が高まっている。（H29.11～12 に保護者アンケート実施）

※盲学校、高知ろう学校については、現在の校名が障害種別を表していることや、変更について保護者等の合意に至っていないことから、今回は校名を変更しない。

経緯＜県立特別支援学校の校名について＞

時期	「特別支援学校」制度のもとでの校名に関する検討状況等
H19年度	①「特別支援学校」制度が創設されたが、特定の障害種別に対応した教育を専ら行う特別支援学校として、それまでの校名を継続して使用
H25年度	①知的障害・肢体不自由特別支援学校に関する「高知県立特別支援学校再編振興計画【第1次】」により併置校(知的障害部門に肢体不自由部門を追加設置)となった「中村養護学校」の校名を「中村特別支援学校」に変更
H27年度 ～	①病弱特別支援学校に関する「高知県立特別支援学校再編振興計画【第2次】」の検討に当たって、検討委員会から病弱特別支援学校の校名についても検討するよう提言 ②校長会等から、病弱以外の特別支援学校についても制度に応じた校名に変更することについて意見があり、検討をスタート